

第3回 東京都児童福祉審議会本委員会
議事録

- 1 日時 平成30年7月31日（火）19時00分～20時33分
- 2 場所 都庁第一本庁舎 42階北側 特別会議室A
- 3 次第
(開会)

- 1 福祉保健局長挨拶

- 2 報告

- (1) 平成29年度における各部会の審議内容について

- ・里親認定部会
- ・子供権利擁護部会
- ・児童虐待死亡事例等検証部会
- ・保育部会

- (2) 東京都の施策動向について

- ・東京都子供・子育て支援総合計画 中間見直しについて
- ・東京都里親認定基準の改正について
- ・都内の保育サービスの状況について

- 3 議事

- (1) 新たな審議事項について

- (2) 専門部会の設置について

(閉会)

- 4 出席委員

松原委員長、秋山委員、朝比奈委員、石坂委員、石田委員、磯谷委員、伊藤委員、榎沢委員、加茂委員、酒寄委員、市東委員、白川委員、杉野委員、高橋委員、都留委員、林委員、藤岡委員、正木委員、松本委員、山下委員、山登委員

5 配布資料

【資料】

- 資料 1 東京都児童福祉審議会委員名簿
- 資料 2 東京都児童福祉審議会行政側名簿
- 資料 3 平成 29 年度における各部会の審議内容
- 資料 4 東京都子供・子育て支援総合計画 中間見直しについて
- 資料 5 東京都里親認定基準の改正
- 資料 6 都内の保育サービスの状況について
- 資料 7 児童相談体制の強化に向けた都の取組
- 資料 8 - 1 児童虐待防止等に関する条例案の検討について
- 資料 8 - 2 児童虐待防止等に関する条例案に盛り込む事項の例
- 資料 8 - 3 条例案に盛り込む項目（例）の現状等
- 資料 8 - 4 児童福祉審議会専門部会（児童虐待防止等に関する条例案検討）委員及び検討の進め方（案）

【参考】

- 参考資料 1 児童虐待防止等に関する他自治体の条例の構成（参考例・概要比較）
- 参考資料 2 他自治体の条例（千葉県、愛知県、岡山県、大阪府、和歌山県、横浜市）

開 会

午後 7 時 0 0 分

○少子社会対策部計画課長 ただいまから「東京都児童福祉審議会」第 3 回の本委員会を開催させていただきます。

私は、事務局の書記を担当しております少子社会対策部計画課長の新倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて、失礼いたします。

皆様、本日は大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

まず、初めに委員の方の御出席について御報告させていただきます。

本審議会の委員数につきましては、臨時委員を含め 38 名でございます。本日、御出席とお返事いただいている委員の方は 21 名でございますので、出席と御回答いただいている委員で定足数に達してございます。少々遅れていらっしゃる委員がおられますが、これより始めさせていただきますと思います。

次に、お手元配布の会議資料の御確認をお願いいたします。

本日は、お手元配布の会議次第の下段に記載してございますとおり、資料 1 から資料 8-4、参考資料として、それぞれ参考資料 1 及び参考資料 2 を配布させていただいております。

万が一、資料の不足等がございましたら適宜、事務局職員にお声がけいただければと思います。

また、本日のこの審議会については公開となっております。後日、議事録につきましては東京都のホームページに掲載されますのでよろしくお願いいたします。

また、御発言の際はマイクスタンドの右側のボタンを押していただくとマイクに赤いランプが点灯いたしますので、ボタンを押してから御発言いただき、終わりましたらボタンをもう一回押していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本委員会でございますが、昨年 7 月 24 日以来の開催でございます。この間、委員の変更等がございましたので、新たに御就任いただきました委員の方につきまして、お手元配布の資料 1 の名簿で順番に御紹介させていただきますと思います。

伊藤こういち委員でございます。

○伊藤委員 よろしく願いいたします。

○少子社会対策部計画課長 続きまして、加茂登志子委員でございます。

○加茂委員 よろしく願いします。

○少子社会対策部計画課長 式場典子委員でございますが、本日所用のため御欠席と連絡をいただいております。

続きまして、竹内章子委員につきましても本日所用のため御欠席でございます。

続きまして、石坂泰弘委員でございます。

○石坂委員 よろしくお願ひします。

○少子社会対策部計画課長 加藤正仁委員、北井啓勝委員でございますが、本日は所用のため御欠席でございます。

また、松本幸夫委員につきましては到着が少々遅れてございます。

行政側職員につきましては、資料2をご覧いただきたいと思ひます。異動のありました職員のうち、管理職について御紹介をさせていただきます。

福祉保健局長の内藤でございます。

○福祉保健局長 内藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○少子社会対策部計画課長 福祉保健局次長、松川でございます。

○福祉保健局次長 松川でございます。よろしくお願ひいたします。

○少子社会対策部計画課長 幹事長を務めます少子社会対策部長、谷田でございます。

○少子社会対策部長 谷田でございます。よろしくお願ひいたします。

○少子社会対策部計画課長 幹事を務めます児童相談センター次長、西尾でございますが、本日所用のため欠席させていただきます。

続きまして、書記を務めます家庭支援課長、竹中でございます。

○少子社会対策部家庭支援課長 竹中でございます。よろしくお願ひいたします。

○少子社会対策部計画課長 同じく書記を務めます育成支援課長、玉岡でございます。

○少子社会対策部育成支援課長 玉岡です。どうぞよろしくお願ひします。

○少子社会対策部計画課長 その他関係職員でございますが、総務部企画政策課長、森田でございます。

○総務部企画政策課長 森田です。よろしくお願ひします。

○少子社会対策部計画課長 同じく少子社会対策部事業推進担当課長、佐瀬でございます。

○少子社会対策部事業推進担当課長 佐瀬です。よろしくお願ひいたします。

○少子社会対策部計画課長 同じく、認証・認可外保育施設担当課長、多田でございます。

○少子社会対策部認証・認可外保育施設担当課長 多田です。よろしくお願ひいたします。

○少子社会対策部計画課長 最後に、改めまして、私、書記を務めます計画課長の新倉でございます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、議事に先立ちまして、内藤福祉保健局長から御挨拶を申し上げます。

○福祉保健局長 改めまして、福祉保健局長の内藤でございます。着座にて、失礼いたします。

まずは、東京都児童福祉審議会の開催に当たりまして、一言申し上げたいと存じます。

本日は大変お忙しい中、また、夜の時間帯にもかかわらず御出席いただき、誠にありがとうございます。委員の皆様方には、日ごろより東京都の児童福祉行政の推進に御理解、御協力を賜りまして深く御礼申し上げたいと存じます。

都では、本年3月、平成26年度に策定いたしました「子供・子育て支援総合計画」の中間見直しを行いました。今回の見直しの主なポイントは、「子どもの貧困対策の推

進に関する法律」に基づく計画としての位置づけの明確化、保育サービスの整備目標等の更新、新たに70の事業を追加した点などでございます。今後、この計画に基づきまして、社会全体で子供と子育て家庭を支援する環境整備に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

また、皆様御存知のとおり、本年3月、保護者からの虐待により5歳の女の子が死亡するという大変痛ましい事件がございました。都の児童相談所が関与していながら、今回のような事件が起きたことは痛恨の極みでございます。現在、本審議会の部会で、児童相談所の対応などにつきまして香川県とも連携しながら検証を進めているところでございます。

同時に、都では今回の事件を受けまして児童相談所の体制強化、24時間365日子供を見守る体制の強化、児童相談所と警察との協定範囲の見直しなど、さまざまな取組を進めているところでございます。加えまして、全ての子供を虐待から守る環境づくりを進めるため、都独自の新たな条例策定を検討しているところでございます。本日は、このことにつきましても委員の皆様方に御審議をいただき、あわせてこれを集中的に検討するための新たな専門部会の設置につきまして御承認を賜ればと存じます。

東京都の児童福祉の向上・発展のためには、委員の皆様の知識や経験に基づくさまざまな御意見を頂戴し、都の施策に生かしていくことが重要となります。

今後とも、特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○少子社会対策部計画課長 新たに就任しました委員の中で、先ほど少し到着が遅れておりましたが、松本幸夫委員でございます。

○松本委員 よろしく願いいたします。

○少子社会対策部計画課長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行につきましては松原委員長にお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○松原委員長 非常に暑い中、皆様お忙しい中を御参集いただきまして感謝申し上げます。

今期、これが3回目の児童福祉審議会の本委員会になります。先ほど事務局が少しお話をしましたようにたくさん議するべきことがありますので、議事の進行にも御協力をいただきたいと思いますが、こういう機会ですので忌憚のない御意見をたくさん伺いたいと思っております。

早速、次第に沿って進めていきたいと思っております。

はじめに、平成29年度における各部会の審議内容の報告です。今回、平成30年度の最初の委員会でございますので、昨年度の各部会の審議内容について、情報を共有していきたいと思っております。

まず事務局から部会ごとに説明をしていただき、それぞれの部会長、あるいは副部会長から御意見や御感想を頂戴したいと思っております。

では、事務局のほうからお願いいたします。

○少子社会対策部育成支援課長 それでは、育成支援課長の玉岡より資料3「平成29年度における各部会の審議内容」の1ページの里親認定部会について御説明をいたします。

まず、1番目の「開催回数」でございますが、例年に比べ2回多い8回の開催がございました。これは、里親認定基準の見直し検討をいただいた関係でございます、これを踏まえた基準改正の内容については後ほど別途、御報告をさせていただきます。

2番目の「審議件数」でございますが、29年度は合計150件、うち適格数149件、不適格数0件、再調査数1件という結果でございました。

私からは、以上でございます。

○松原委員長 それでは、部会長の磯谷委員、コメント、感想等をお願いいたします。

○磯谷委員 磯谷です。基本的には、これまでと同様に適格性の審査だけではなくて、各委員がそれぞれ専門的な見地に基づいて気づいたところ、今後参考になるところをコメントという形で付かせていただいているという形でやっております。

内容的にはこれまでと何か傾向が変わっているということではありませんけれども、数字をご覧いただきますと、養子縁組里親の申請が少し増えているという感じがございます。施設などの御協力も得て研修をしております、その研修の感想なども書いていただいているのですが、実際に子供たちと会って実感を持って、社会的養護というのはこういうものなのだというようなことを受けとめられている方も多くて、私からも御協力に感謝を申し上げたいと思います。

それから、民間のあっせん団体に登録している方というのも、少しずつ増えているような印象を持っております。

先ほど事務局からもお話がありましたけれども、里親認定基準が今回変わるということになりますので、その点も今後遺漏なく審査をしていきたいと考えております。以上です。

○松原委員長 次の部会をお願いします。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、続きまして子供権利擁護部会について、子供・子育て計画担当課長の園尾より御説明します。資料は、2ページでございます。

「開催回数」ですが、平成29年度もこれまで同様、毎月開催いたしまして12回開催しております。

「審議件数」は平成29年度全体で106件となりまして、その内訳としまして「(1) 児童又は保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例」が62件、「(2) 児童相談所長が必要と認める事例」が7件、「(3) 緊急を要し、諮問する暇がなく事後報告となった事例」が1件、「(4) 親権者等の意に反して2か月を超えて一時保護を行う事例」が36件となっております。

「被措置児童等虐待の状況報告件数」でございます。これは、社会的養護関係施設な

どに措置されている児童が、職員等から暴力などの虐待を受けたという通報がなされた件数を集計したもので、平成29年度は受理が25件、このうち調査済みのもの21件、調査の結果、虐待に該当したものが13件となっております。

虐待該当の内訳ですが、社会的養護関係施設が10件、里親等が1件、一時保護施設等が1件、障害児施設等が1件となっております。

私からの報告は、以上でございます。

○松原委員長 それでは、藤岡副部長、いかがでしょうか。

○藤岡委員 部長でいらっしゃいます村井委員が御欠席でございますので、藤岡のほうから御報告させていただきます。

データといたしましては、先ほど御報告いただきましたけれども、平成28年度に比べて106件と10件ほど増えております。内容も、速やかに児童福祉法第28条適用を申し立てたほうがよいという非常に深刻な事案を取り扱うことが多くございます。

しつけと虐待を勘違いしている親がいて、そのような状況は非常に深刻というようなことを受けとめているところがございます。親支援の必要性ということを、会議のたびに感じているところがございます。

それから、被措置児童等虐待の報告につきましても、毎年、一定程度の報告がございます。権利擁護、あるいは人権意識というようなところを施設の職員の方々、あるいは里親の方々に研修等で伝えていく、あるいはそれを深めるということはもちろん大事かと思うのですが、施設全体あるいは里親に対する養育者支援といえますか、支援者支援というところも非常に大事ではないかというようなところを痛感いたしました1年でございます。

以上、私のほうから報告させていただきます。

○松原委員長 ありがとうございます。

続いて、お願いします。

○少子社会対策部家庭支援課長 続きまして、3ページをご覧ください。児童虐待死亡事例等検証部会につきまして、家庭支援課長の竹中より御説明をさせていただきます。

まず、平成29年度の「開催回数」でございますが、6回、ヒアリングは7機関から実施しております。

下の点線の囲みをご覧くださいと思いますが、「審議内容」といたしましては平成27年度中に発生いたしました重大な児童虐待6事例のうち2事例を検証し、どちらの2事例とも部会による検証をしております。

3-1ページのところに別紙として報告書の概要がついておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

そして、平成28年度中に発生した事例につきましては、13事例のうち2事例を検証しております。30年度7月現在、検証中でございます。2事例のうち1事例は部会による検証、1事例は事務局が関係自治体の検証に参加した上で、その内容を部会に報

告する予定となっております。

以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

では、秋山副部長お願いいたします。

○秋山委員 副部長の秋山でございます。ただいま説明にありましたとおり、残念ながら毎年度、都内で児童虐待死亡事例等が発生しているという事実がございます。

また、今年、他県から転居した児童が虐待の末に亡くなるという大変痛ましい事件を受け、ますますこの検証部会の検証結果に注目が集まる中、私どもとしましてもしっかりと問題点を指摘し、改善策を提言したいと思っております。

資料の3-1ページにございます平成27年度発生事例の報告書の概要版ですが、こちらの2事例は東京都児童相談所や区市町村の子供家庭支援センター、保健機関の関与があったことから、検証部会で直接ヒアリングを行い、検証いたしました。

事例1は、さまざまな課題がある中で養育困難家庭への支援に当たり、危機意識の共有や連携・協働がうまくいかなかった事例でございます。多くの機関が関与していたにもかかわらず、残念な結果になってしまいました。危機意識の共有、連携した支援のためにも、改めて個別ケース検討会議の開催の重要性を実感いたしております。

また、多くの機関がかかわっているから安全な家庭ではなく、多くの機関がかかわらなければならない家庭であると認識を改める必要があるとも実感しております。

事例2は、産後うつ病に関し、家庭の理解がなく、里帰り出産の母の治療や支援が困難であった事例でございますが、里帰り出産、産後うつといったキーワードが非常に重要であります。特に、里帰り元の機関と里帰り先の機関との連携の難しさや、産後うつ病への理解がまだまだ不十分であることを強く感じております。

これらの提言内容を踏まえた上で、二度と同じような児童虐待事例が生じないように、さまざまな機会を捉えて関係機関の職員に周知徹底するとともに、各機関がしっかりと連携して取り組むことを強く期待しております。よろしくお願いいたします。

○松原委員長 ありがとうございます。

続いてお願いいたします。

○少子社会対策部保育支援課長 続きまして、4ページで保育部会につきまして、保育支援課長の柳橋より御説明させていただきます。

平成29年度の「開催回数」は14回、「審議件数」は合計で認可保育所の計画承認が280件、設置認可が267件となっております。答申はいずれも適度、否とされたものはございませんでした。

山本部長が本日所用のため欠席でございます。あらかじめ御意見を伺っておりますので、あわせて御報告させていただきたいと思っております。

平成28年度は284件、平成29年度も280件の計画承認を行うなど、ここ数年の認可保育所の整備数は高い水準で推移しております。

一方、平成30年4月1日時点の待機児童数に関しましては、先般、東京都からもプレス発表がありました。昨年度に比べて3,172名減少して5,414名となっております。

保育部会では、昨年度もこれだけの数を認可してきておりますので、待機児童数が3,000人を超える大幅な減少となったのも一定の効果のあらわれだと考えております。

とはいうものの、依然として5,000人を超える待機児童が発生しておりますので、東京都におかれましては保育サービスの整備に一層努めていただくとともに、保育部会においても引き続き適正な審議に努めてまいればと考えております。

さて、東京都における保育はこのように大変厳しい状況でございますが、そうした状況の中で一件ずつの保育所を認可していくという作業には、さまざまな困難が伴います。

例えば土地の問題でいうと、園庭として有効なスペースが確保できないため、近くの公園などを代替遊戯場として設定するケースも多く見られます。そういった場合でも、保育部会では認可上は近隣の公園等を代替遊戯場として設定するとしても、保育所敷地内に一定規模の園庭を確保する余地はないか、子供の保育環境を丁寧に見ていくといった議論も行っています。

住民反対ということも、保育所を認可していく作業においては極めて困難な対応が求められます。保育部会では、近隣住民への説明の実施状況から始まり、住民との調整結果を踏まえた配置図や図面、防音壁等による対応など、調整の過程についても丁寧に審議しており、一つ一つの案件がこうした課題を乗り越えて、福祉施設として、地域と一体となって設置に至っているものでございます。

保育所の整備とあわせて、保育の質という視点も保育部会では丁寧に審議しております。特に近年は待機児童対策という喫緊の課題のため、急速に事業を拡大する保育事業者も存在しております。また、他県で一定の実績を積み、東京に進出してくる事業者もおります。

特に、子ども・子育て支援新制度の目的でもあります幼保の保育教育内容の一体化について、きちんと理解されていない面が気になります。保育理念や運営方針が、保育所保育指針に基づく認可保育所として適当なものであるかの判断に迷うものが多くなっています。民間の株式会社等、実施主体が多様化することは、保育内容もバリエーションが豊かになるということにつながるのですが、保護者が納得していれば何でも許されるようなものではないことを、区市町村を通じて伝えることが多くなりました。

こうしたことから、保育部会では、保育所運営にかかる区市町村助言の状況、財務面での懸念事項、施設長や主任保育士などに配置する保育士の経験など、保育の質にかかわるさまざまな視点から十分に審議を行うためにも、区市町村担当所管による各保育所の保育運営指導が大変重要になってきているところでございます。

また、東京都ではこの保育部会とは別に、認可外保育施設における保育事故の検証を行っておりますが、認可保育所でも当然あってはならない死亡事故や小さな事故もあり

ます。

保育の実施主体である区市町村による一層の指導が求められているところでございますが、東京都では巡回指導を行う区市町村を支援するような取組も開始することですので、こうした取組をより一層進めていただければと存じます。

保育部会では、保育所内に危険な箇所はないか、施設長の保育実績はどうか、区市町村の指導の状況はどうかなど、子供の最善の利益を実現していくため、引き続き一件ずつ丁寧に審議してまいります。以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

報告事項を一通り説明いただいてから御意見、御質問をいただきたいと思っておりますので、続きまして都の施策動向についての報告をお願いいたします。

○少子社会対策部計画課長 施策動向、3点について報告させていただきます。それぞれ所管課長から報告させていただきます。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、まず先ほど局長からもお話がありました。3月末に公表しました子供・子育て支援総合計画の中間見直しについて御説明させていただきます。資料は4を、ご覧ください。

資料の左上、「計画の概要」でございますが、本計画は法定の計画でありまして、妊娠から18歳までを対象とする子供・子育て支援の総合計画となります。平成27年度からの5か年計画であり、計画の中間年である昨年度に見直しを行いました。

見直しのポイントは記載の3点となります。1点目は、今回子供の貧困対策推進に関する法律に基づく計画としての位置づけを明確化いたしました。

2点目としまして、保育サービスの整備目標を初めとした数値目標の更新。

3点目として、当初計画以降の新規事業の追加を行いまして、今回337の事業を盛り込んでおります。

右側以降は、子供のライフステージに沿った5つの目標に対する今年度の新規事業や、拡充を図る取組をまとめてございます。

目標1、「地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり」の「3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実」に取り組むものとして、ファミリー・サポート・センターの提供会員の質と量を確保する取組を盛り込んでおります。

目標2、「乳幼児期における教育・保育の充実」の中の「2 保育サービスの充実」の項目では、空き定員を活用した1歳児受け入れやベビーシッター利用支援などを盛り込み、保育サービスの整備目標を3年間で6万人増と更新いたしました。

おめくりいただきまして、目標3、「子供の成長段階に応じた支援の充実」では、学童クラブの目標値を登録児童数1万9,000人増と更新しました。

目標4は、「特に支援を必要とする子供や家庭への支援の取組」となりまして、今回、項目の1つ目に「子供の貧困対策の推進」を新たに盛り込み、子供の貧困対策に資する事業を集約いたしました。

最後の目標5は、「次世代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備」の取組でありまして、ライフワークバランスの実現に向けた取組の他、「3 子供の安全を確保するための取組の推進」では、液体ミルクの規定整備を国へ働きかけること等を盛り込んでおります。

中間の見直しによりまして、子育て支援の多様な取組を加速してまいります。

中間見直しの説明は、以上でございます。

○少子社会対策部育成支援課長 引き続き、育成支援課長の玉岡より、資料5「東京都里親認定基準」の改正について御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、平成28年6月の児童福祉法改正、同年11月の本審議会の家庭的養護の推進についての御提言を踏まえまして、平成29年10月から平成30年3月まで計5回、里親認定部会におきまして検討をいただいたものでございます。この場を借りまして、改めて感謝申し上げます。

それを踏まえた改正内容としては、「主な改正内容」をご覧ください。主な点として、4点ございます。

まず1点目、「年齢要件」でございます。現行の基準については左にあるとおり年齢制限がございましたが、改正後につきましては右にあるとおり、上限等について撤廃いたしました。

2点目として、「経済要件」についてです。現行の基準に加え、改正後は「経済的に困窮していない」という文言を加えまして、収入以外の確認をすることを明確化いたしました。

3点目の「居住要件」についてでございますが、現行の基準につきまして右にあります。改正後は「家族の構成に応じた適切な環境」とし、その内容につきましては「住生活基本計画」、国交省の最低基準を満たすことといたしまして広さ、面積を明確化いたしました。

最後、4点目でございますが、「配偶者がいない場合の要件」として、これは養育家庭のみについてでございますが、現行は配偶者がいない場合、補助者が必要として、親族もしくは事実婚の同居者に限られていたものにつきまして、親族以外の同居者も可能としたことに加えまして、特段の事情がある場合は単身者についても可能といたしました。

私からの説明は、以上でございます。

○少子社会対策部保育支援課長 続きまして、資料6「都内の保育サービスの状況について、保育支援課長、柳橋より御説明させていただきます。

本年4月1日現在の保育サービスの利用状況等がまとまりましたので、御報告するものです。7月30日にプレス発表をさせていただいたばかりでございます。

資料の上段のほうです、四角二重線の囲みの中をご覧ください。保育サービス利用児童数は昨年より1万6,059名増加してございまして29万3,767名、都内で利

用者がおります。

その下になります、保育所等利用待機児童数です。こちらが5, 414名ということで、昨年に比べますと3, 172名減少してございます。

表1は「保育サービス利用児童数の状況」でございます。上から時系列に横に見ていただく表になってございますが、一番下が平成30年4月時点、一番新しいデータとなっております。右から3列目が合計で、先ほど御紹介した数字ですが、その内訳がその左に記載されてございまして、最も多いのは認可保育所が25万4, 484名御利用されていて、昨年度との比較ですと1万4, 775名、この中では最も多く増加してございます。

表1と対応するのですが、表2に「保育所等の設置状況」とございます。こちらの左側が認可保育所、右側が認証保育所となっております。認可保育所の一番下、平成30年のところをご覧ください。施設数は2, 811か所となっております。昨年度との施設の比較において253か所の増加ということになっております。定員別では、1万9, 368名増えているということでございます。これも、保育部会の皆様の御協力のおかげと感謝申し上げたいと存じます。

最後の表4というところで「区市町村別の状況」もお示ししてございます。全体的にご覧いただくと、一番右に待機児童数の増減という列がございますが、押しなべて「△」が目立っております。トータルで3, 172名減少しておりますので、かなり多くの区市町村の尽力によりまして待機児童の減少が実現しているといった状況でございます。

私からの報告は、以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

これで、各部会からの報告と、東京都の施策動向について御説明をいただいたこととなります。両方あわせて、報告事項に関しまして御質問等をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、私のほうから1点、里親の認定基準が変わりました。どの程度、里親希望者が増えるという想定をされていますか。

○少子社会対策部育成支援課長 具体的な想定というものはないのですが、年齢要件や配偶者要件が緩和されるので、当然のことながら一定数は増えると思われま。

ただ、実際にどれだけ増えるかという部分は、改正基準は10月から施行になりますので、その動向を見てみないと、正直なところわからないというのが実感でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

どうぞ、高橋委員お願いします。

○高橋委員 高橋でございます。日ごろから東京都におかれましては待機児童解消、保育所の増設については大変御協力をいただきましてありがとうございます。

昨年度の保育部会では267件の保育所を認可したということで、大変な御苦勞があるのだろうと思って改めて感謝するところでございますけれども、1つ事例があつてど

んな状況把握をされているかを伺えればと思います。実は稲城市の駅前にビルが建っているのですが、元来は認可保育所として建てる予定でありました。しかし、いわゆる二方向に緊急避難通路をつくらなければいけないところ、避難通路が少し近接をしているため、施設基準に合わないということで認可保育所を諦めたようなのです。

そこで、認可保育所にならずに別の福祉施設を設置するのかと思っていたところ、企業主導型の保育施設になったのですね。いわゆる東京都の認可保育所の認可基準と、国の企業主導型の保育所の設置基準は少し違うので、結果的には保育所になったわけですが、私ども市町村からすると、少しでも定員が増えて待機児童が解消することはいいのですけれども、本来的な意味で、これでいいのかなと思うところがあります。

この辺りの実情を東京都では把握をされているかどうか、それについてどうお考えか、少しお伺いしたいのですが。

- 少子社会対策部保育支援課長 保育支援課長です。事前に稲城市の担当の方を通じて、その案件については当時御相談がございました。現地に職員も行って、避難経路の確保状況というのも確認させていただきました。

基本的に認可保育所の認可については二方向に逃げる道がなければ認めておらず、万が一、火災になったときに子供の生命が危険に晒されるということもあり、ここは厳格に運用しているところでございます。一定の要件を満たす場合に認められる一方向の避難経路など規定解釈の範囲で対応できないか等、さまざまな視点で検討をしたのですけれども、どうしてもその物件は認可基準を満たせないということで、そのようなお話をさせていただいたところでございます。

その後、企業主導型の保育施設になったというところまでは承知していなかったのですけれども、認可外保育施設ということになりますので、設備基準ですとか職員の配置基準というものが基本的には認可保育所とは少し異なってくる面がございます。

ただ、企業主導型保育施設ということで国からの助成が出てはいると思いますので、国の助成の基準上はそういったものが認められたということかとは思いますが。もちろん、認可保育所として組上に載った案件ですので、そのまま認可保育所に向かえばよかったということはあるかと思いますがけれども、我々としてはやはり子供の生命、安全というところを考慮して厳格に運用せざるを得ない面もあるかと思しますので、何とぞ御理解いただければと思います。以上です。

- 高橋委員 誤解のないようにしていただきたいのですけれども、認可されるべきだということを行っているのではなくて、基準を満たさず、認可されなかった施設が、別の基準を満たすことで、子供を預けるという、結果的には同じ用途として利用される状況はやはり少し課題があるのではないかということなのです。国に対して何か調整等、働きかけがある場合については、このような状況があるということについてもぜひ国に申し入れをしていただければと思います。

- 松原委員長 他にいかがでしょうか。審議事項のほうに進みたいと思いますが、よろし

いですか。

それでは、「新たな審議事項の決定について」ということで、児童福祉審議会で新たに審議していただきたい事項がございますので、そのことについてお諮りをしたいと思っております。

3月に目黒区で発生しました虐待事件については、秋山委員からも少しコメントがございました。大変、痛ましい事件であります。局長のコメントの中にも出てまいりました。こういったことを受けまして、全ての子供を虐待から守るという環境づくりを進めるための都条例の策定に向けて、本審議会で内容を御検討いただきたいと考えております。

このことにつきまして、事務局から私と柏女副委員長に相談がありました。子供を虐待から守るという環境づくりを進めることは、非常に大切ですので、ぜひそのことについて提案をしたいと思ひましてお諮りをすることになりました。

細かい点につきましては、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○少子社会対策部家庭支援課長 家庭支援課長の竹中でございます。まず、条例案検討の御説明の前に、私より児童相談体制の強化に向けた東京都の取組について御説明をさせていただきますと思っております。

資料7をご覧ください。先ほどから話に出ております、目黒区の女児虐待死事件を受けまして、東京都として早急に児童相談体制を強化するというところで打ち出したものでございます。

1つ目は、警視庁と東京都で協定による情報共有を現在しておりますが、その範囲の拡大、警察署長における虐待防止法第10条に基づく援助要請の基準化などに向けて、現在警視庁と協議をしております。今後、更なる連携の強化を図ってまいります。

2つ目は、児童相談所職員が子供の安全確認の手法や出頭要求・立入調査等を行う判断基準などを掲載いたしました安全確認行動指針を策定するというもので、こちらは現在策定中でございます。

3つ目は、子供や保護者が相談しやすい窓口をLINEを利用して新たに開設するというもので、まず11月の虐待防止月間にトライアル実施をする方向でLINE社と連携協定を締結しております。

4つ目は、行政の責務、都民の責務、保護者の責務などを規定した、全ての子供を虐待から守る環境づくりを進めるため、都独自の条例を策定したいということで、今回、御審議をお願いするところでございます。

5つ目は、児童福祉司、児童心理司の増員など、児童相談所の体制強化をさらに進めていくということでございます。

6つ目は、法的手続等、弁護士の方から速やかな助言などをいただいている現体制をさらに充実させるということで、法的対応力を強化したいと考えております。

7つ目は、一時保護所の職員の増員など、24時間365日子供を見守る体制の強化を図ってまいります。

8つ目は、区市町村の取組の充実を支援するという一方で、地域でのネットワークの強化を図ってまいります。

9つ目は、関係各局がさまざまな団体や普及啓発のツールなども持っていることから、虐待防止のために関係各局との連携を強化するために全庁横断的なプロジェクトチームを立ち上げております。

そして、10番目でございます。今回の目黒区の案件でございますが、私たちとしては転居の際の引き継ぎについて課題があったのではないかとということをも1つ分析しております。ですので、自治体間での情報共有について全国統一のルールを強化していただくというところで、6月13日に国への緊急要望を実施しておりまして、今回の国の児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の中では、その要望内容も盛り込まれております。

私のほうからは、以上になります。

- 少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 続きまして、本日御審議をお願いしたい児童虐待防止等に関する条例案の検討について、子供・子育て計画担当課長、園尾より御説明させていただきます。

資料8-1をご覧ください。条例策定に至る「背景」ですが、都内11か所の児童相談所が対応しました平成29年度の虐待対応件数は1万3,707件と、10年間で4倍以上に急増しております。対応件数の急増だけでなく、毎年度10件前後の重大な虐待事例が発生し、また3月に発生した目黒区内の事件によりまして、児童虐待に対する社会の課題認識が一層高まっているところでございます。

このような中、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進む一方、人口流入や多様な産業が集積する東京都においては、社会全体で児童虐待防止の認識を共有するとともに、関係者の連携などにより、より一層児童相談体制を強化する必要があることから、このたび児童虐待防止等に関する条例を策定することといたしました。

条例は、行政、都民、保護者等の責務を明確化し、関係機関等が一体となって全ての子供を虐待から守る環境づくりを進め、子供の権利利益の擁護と健やかな成長に資することを目的としております。

「検討の視点」としまして、1点目は母子保健事業等の活用による未然防止の推進、2点目として情報提供や共有、機関連携による早期発見・対応の強化、3点目として子供や保護者の支援の充実を挙げております。

続きまして資料8-2、こちらは条例案に盛り込む事項の例でございます。「総則」「未然防止」「早期発見・早期対応」「虐待を受けた子供・虐待を行った保護者への支援」「社会的養護・自立支援」「人材育成・その他」の6つの事項を記載してございます。

御承知のとおり、児童虐待防止等に関する条例につきましては、既に複数の自治体で策定されております。

参考資料1をご覧ください。この10年ぐらいの間に、児童虐待防止に関する条例を策定した千葉県から和歌山県の5府県と横浜市の条例を先の資料8-2でお示しした事項に沿って、規定事項と内容の概要を比較するために事務局で早見表としてまとめております。他の自治体の条例本文はその次の参考資料2として添付してございますので、必要に応じて御参照いただきますようお願いいたします。

お手数ですが、資料8-2にお戻りください。条例に盛り込む事項の例の中で「※」で記載している部分は、条例策定に当たり事務局が特に意識して記載したいと考えている部分でございます。必ずしも現在記載の項目に盛り込むということではなく、皆様の御意見等を踏まえまして今後の検討の中で整理していくこととなります。

「※」としまして、今回特出しした部分に関する現状と条例案の項目を、資料8-3に記載してございますので、資料8-2とあわせてご覧いただければ幸いです。

まず、子供家庭支援センターの定義についてです。平成7年度に都が独自に事業開始した後、平成16年に児童福祉法等において、児童、妊婦等の福祉、家庭その他からの相談に区市町村が対応することが明確化され、通告先に追加されました。現在、60区市町村で設置され、虐待への対応力を強化するために、資料に記載の支援策等を都が実施してございます。

そこで、条例において、区市町村の機関として都独自の子供家庭支援センターを明記し、地域機関の情報共有、連携について記載をしたいと考えております。

次に、「母子保健施策事業」についてです。母子保健施策事業である各健康診査の、平成28年度の都内の各種健診受診率は90%以上と高い状況にございますが、国の虐待死亡事例等検証結果の中で、実母が抱える問題として、予期せぬ妊娠が多いことなどの他に、健診の未受診率が子供の年齢が高くなるに従って高くなっている状況にあることが挙げられております。そこで、保護者の母子保健事業の活用等の責務を記載したいと考えております。

次に、「保護者の責務等」については、児童福祉法を初めとして資料記載の内容が法に盛り込まれておりますが、条例案の項目としては、「早期発見・早期対応」の中の「子供の安全確認」という視点で、児童相談所等の調査や指導に協力等をする責務を記載したいと考えております。

同じく「早期発見・早期対応」の視点の中で、既に都と警視庁では協定を締結し、身体的虐待で一時保護した子供が家庭復帰した場合にも情報共有するなど、日常的に警察と連携し、取り組んでおりますが、条例にも警察とも適切な情報提供に努めるなどと盛り込みたいと考えております。

次に、「社会的擁護のもとで育った子供等の自立支援」について、都も資料記載の取組などを進めておりますが、都の取組とあわせ、地域社会や雇用者等の理解について盛

り込みたいと考えております。

最後に、児童虐待にかかる「死亡事例等検証」について、虐待防止法に基づいて東京都では検証部会において検証を実施しておりますが、検証の際に必要な情報収集が困難な場合もあります。まずは死亡事例が発生した自治体の要保護児童対策協議会で検証がなされることが重要であると考え、条例では検証に必要な情報収集や要保護児童対策地域協議会等による検証の促進について盛り込みたいと考えております。

ただ今、説明しましたものはあくまでも検討の視点であり、例示でございます。

説明は、以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

まず、最初に児童相談体制の強化ということで取組全般の御説明があり、続きまして児童虐待防止等に関する条例案についてその背景、視点、それから条例案に盛り込もうとしている事項との御説明がありました。

特に、今日はこの条例案の検討について委員の皆様からそれぞれのお立場でこういったことを盛り込むべきだ、あるいはこの項目を検討するときにはこんな視点が必要ではないかというような御意見をいただきたいと思っております。どうぞ御自由に御発言をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

磯谷委員、お願いします。

○磯谷委員 磯谷です。今般、条例を東京都でつくるということで、大変有意義なことだと思っております。

もちろん、条例においてはこの取組を明確にすることによって、ある意味、旗印のような役割というのもありまして、そういう部分でも有意義だと思っておりますけれども、加えてやはり具体的な実務の中で役立つ、使える条例にするということもとても重要なことだと思っております。

そういう観点で、私のほうでいくつか盛り込んでどうかと考えているところを、これは理念も含めてですけれども、少し申し上げたいと思っております。

1つは、児童福祉行政におきまして、児童の年齢や発達の程度に応じてその意見を尊重して、児童の最善の利益を優先して考慮する。これは、平成28年の児童福祉法改正のときに、児童福祉法の冒頭にも盛り込まれた子供の権利保障という視点、その中でも特に重要だと思われる最善の利益と、それを支える意見表明というところをきちんと東京都のほうでも受けとめることが必要と思っております。

2つ目は、家庭において体罰はしてはならないという、体罰の禁止というところも明確にしてはどうかと思っております。しばしば誤解があるのは、体罰を禁止というと、それはまた違反した場合には、処罰をするということなのかと考えられる方もいらっしゃいますけれども、そういうものではなくて、やはり行政として体罰というものは非常に害悪が大きいというところをきちんと明確にする。これは、厚生労働省のほうも法律には明記はしておりませんが、体罰は許されないというスタンスで広報活動等も

しているところがございます。

3つ目ですけれども、東京都の児童相談所は、児童虐待が疑われる案件に関して、法令により定められている法的権限を積極的に行使して調査並びに児童の保護に当たる。一見、当たり前のようにありますけれども、子どももずっと児童相談所の法的な支援をしているなかで、いまだに立入調査であるとか、そういった法的な権限を柔軟に十分に活用できているかというところ、その点は疑問を持っているところでもあります。

今回、東京都も先ほど児童相談体制の強化の中で立入調査等について積極的に行使するという点も出ておりましたけれども、こういったところも条例に盛り込むということは現場の意識を変えていくという意味で大きいのではないかと考えております。

4つ目ですけれども、児童虐待の関係ではやはり情報が命でありまして、いかに重要な情報をきちんととるかということが重要ですけれども、それについて国の法律は必ずしもまだ十分に機能していないと考えております。

そこで、東京都の児童相談所は、児童虐待が疑われる案件に関して、都内の公私の団体に対して必要な情報の提供を求めることができるというふうな規定を設けることによって、例えばいわゆる児童福祉、あるいは子供に直接は関係しない、例えばアパートの管理会社であるとか、あるいは鉄道会社であるとか、アパートの管理会社は非常に重要だと思っておりますけれども、そういったところからの情報を得やすくすることが考えられると思います。

5つ目ですけれども、事務局のほうで既に言っていたので詳しくは避けませんが、検証は極めて重要であります。

ただ、この検証のための情報を集めることについて、国のほうではほとんど手つかずの状態になっております。この情報収集への協力についてもまた、条例に含めるということは非常に有意義ではないか。

あわせて、検証した後の結果を職員の研修にきちんと役立たせるとか、あるいは東京都だけではなくて市区町村にも御提供して子供家庭支援センターなどの研修にも使っていただく。この検証の素材というのはある意味、子供の犠牲の上に成り立っているものであります。もちろん、プライバシーの問題がありますので、広く社会にとというのは難しい面もあるかもしれませんが、やはり援助者に対しては十分にこれを活用していただくということが重要だと思っております、そういったことも盛り込めないかと感じております。

最後に、やはり社会的な擁護の子供たちがどうしても今でも肩身の狭い思いをしているところを見かけてしまいます。虐待の連鎖を防ぐという意味でも、社会的擁護のもとによる子供たちがコミュニティから等しく愛護されるように、東京都としては働きかけをしていただく。このようなことも盛り込んでどうかと考えております。

以上、少し思いつきのように思われるかもしれませんが、私なりに今、考えているところを申し上げました。

○松原委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員 児童虐待は大変、大きな課題でありますので、こういった条例策定というのは基本的に大賛成でございまして、ぜひ策定に当たっては理念条例に終わらずに実効性のあるものにしていただければありがたいと思っています。その上で、2点ほど御検討いただきたいと思います。

まず、子供家庭支援センターの権能・機能についてです。私ども東京都独自の施策ということで、市町村では子供家庭支援センターも開設をしているわけではありますが、もともとこの子供家庭支援センターは虐待対応ということのみならず、子育て全般の相談支援事業ということで始めたわけではありますが、現実にはそこで実施しているほとんどの業務が現在は虐待関係になってしまっているということがあります。

それぞれの市区町村の子供家庭支援センターの相談件数は年々増えている。そのほとんどが児童虐待だったりするわけなので、私ども市区町村の立場からすると、子供家庭支援センターについての一定の市民からの認知と、虐待防止に対する一定の役割分担を果たさせていただいているのだなという思いはあるわけではありますが、こうして都条例に実質的に市区町村の業務として位置づけるということは、市区町村との協議を経てからこの条例化を図るべきかと思えます。

その中で必要な財政的な支援、あるいは人的な支援の拡充も御検討いただきたいと思っていますので、その上で、子供家庭支援センターのさらなる強化についてもぜひ御支援をいただければと思っています。

もう一点は、警察との連携でございまして。以前、テレビを見た程度の知識ですから詳しくはありませんけれども、アメリカにおいては、児童虐待の問題というのは非常に深刻に捉えられていて、銃社会であるということもあって、アメリカの児童相談所に該当する機関には警察官が正規職員として配置をされているというように、そのとき聞きました。それが正確な情報かどうかはわかりませんが、そういうような組織がある。今回の条例が都道府県条例であればこそ、この児童相談所の機能強化という部分では警察官の配置等も不可能ではないと思うのです。

最近では薬物や刃物等を持っている方も中にはいるわけでありまして、実際の家庭訪問において、児童福祉司が丸腰で行くとなると、なかなか対応しにくい。そういったところに子供家庭支援センターの職員も行くわけではありますが、児童相談所と警察が連携するだけでなく、警察官を児童相談所の職員として配置すると、この際、都条例の中で規定ができないものか。そういったことも、ぜひお考えいただければありがたいと思っています。

以上2点です。ありがとうございます。

○松原委員長 続いて御意見を伺います。いかがでしょうか。

では、お二方、順番にどうぞ。

○市東委員 民生児童委員をしております市東と申します。

私どもは担当地区をもって活動しておりますので、今回の事例をお聞きいたしまして、特に担当地区の主任児童委員にとってはとてもショックなことでした。

今、お話がありました関係機関との連携というところで申しますと、どのレベルで警察と一緒に活動、行動するのだろうかというような思いがあります。自宅を訪問したということですので、どうしてそこで警察と一緒に行かなかったのかなというような疑問も出ております。

また、身体的虐待で一時保護した場合に、現在の一時保護解除の要件というのは妥当なんでしょうか。解除後、その親御さんに対する支援とか指導がどの程度できているのだろうかという思いもございます。

また、いわゆるアダルトチルドレンと言われるような若いお母さんたちの話なのですが、やはり虐待の連鎖というか、それに非常におびえながら子育てをしているというようなことで、本当に悩みを打ち明けたいというようなこともお話の中で出てきておりますので、セラピストによる啓発講座のようなものをもっと増やしてもらえればと思います。

精神疾患を持った親が子育てをしている場合には、一度、一時保護されて、家庭復帰したとしても、家庭はそのままの状態ですので、何ら改善されていない。そうすると、子供本人がまた児童福祉施設に戻りたいというような思いで、万引きをしたらまた入れるかとか、少し現実的ではないのですが、そのようなお子さんもいることは確かです。以上です。

○松原委員長 白川委員、どうぞ。

○白川委員 先ほども、条例には実効性のあるものという御意見がありましたとおり、「早期発見・早期対応」の中の「通告しやすい環境づくり」という部分につきまして、私は大学に勤めているのですが、先日、学生が自分の住んでいる近所で虐待の疑いがある家庭があるということで、夜間だったことから189に電話したのですが、夜間なので児童相談所で対応はできないから警察に電話をするようにと言われて、翌日、私のところに来て非常に震えながら、どうしたらいいのかというような相談があったのです。

それで、私も審議会の事務局に御相談させていただいて、間接ではありますけれども、私から児童相談所に通告するというのをしたのですが、警察との連携ということを経営に組み込んでいくときに、この「通告しやすい環境づくり」の中に、通告した人が改めて警察に電話をする必要がないようにワンストップの連携をしていただきたいと思います。また、実際に警察に電話をするとなると、このように通告者が躊躇してしまうケースもあると思いますので、そういったあたりも考慮して、きちんと環境づくりができるような内容を盛り込んでいただきたいと思います。次第です。

○松原委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

○秋山副部長 私は小児科医として、母子保健、乳児健診にかかわっております。乳児健診の受診率は確かに高いものでありますが、この未受診者がとても重要で、現在保健師さんたちはこの未受診者フォローを日ごろ丁寧にされています。

今回、乳児健診を保護者の責務にさせていただきますと、訪問する保健師たちの後押しができるのではないかと期待していますので、この条例の中にぜひ盛り込んでいただきたいと思っております。

○松原委員長 他はいかがでしょうか。お願いいたします。

○榎沢委員 事務局からの報告では、大体が虐待が起こっている段階での対応ですね。早期発見の件にしても、虐待かどうか疑わしい段階で、虐待が起こっているだろうというものです。

当然、そのこのところをいかに手厚く対処し、重大な事態が起きないようにするかは大変重要なことです。それに加えて、私は未然の防止の部分、そこをかなり手厚くすることが必要だろうと思うのです。

参考資料に記載されている他の県の条例等々を見ると、千葉県は教育機関での啓発が入っています。それから横浜市は関係機関による啓発が入っています。教育機関での啓発はもちろん必要だろうと思うのですが、子供を産む前の段階での啓発がさらに必要だろうと思います。

妊娠すると出産までの間に、例えば沐浴の仕方であるとか、おしめのかえ方であるとか、ミルクの飲ませ方であるとか、保健所等々でそのようなことを行いますね。そこには、妊婦だけではなくて、パートナーも参加することがありますね。多くの夫婦は、その段階では子供を産むことを楽しみに思っているわけですね。

しかし、実際、子供を産んでから想像とは違っているようなことが起こってきて、育児不安とかストレスを抱える事態になってしまうことがあります。そうすると、虐待の方向にどんどん進んでいくことになってしまうので、その前の段階で、虐待に関する啓発といいますか、虐待について勉強できる環境をつくっていくことが大事かと思えます。

それほど難しいことでなくてもいいと思います。虐待というのはこういうようなことがきっかけに起きますとか、困ったときにはこういうところに相談できるよというようなことですね。まだ悩み始めていない前の段階で、啓発的な活動を入れていくような取組ができればいいのかなと思います。ですから、未然防止の部分をぜひ強化してほしいと思います。

それからもう一つは、先ほど被措置児童等虐待の報告の中で職員による虐待が何件かあると言われました。ここも私は重要だと思っております、児童養護施設の職員が虐待をしてしまったり、あるいは高齢者の施設で職員が虐待をするということが後を絶たないですね。

私の大学は保育者養成をしているので学生を実習に出すのですが、実習先で実習生がこれは虐待じゃないかと思うような場面に出くわすことがたまにあります。つまり、保

育士であるにもかかわらず、虐待を疑われるような対応をしている人がいるということが、現実にあるのです。保育所とか、児童養護施設とか、子供にとって本来、安全な場所であるはずのところでも虐待が起こる可能性があります。

もしかしたら、当人はそれほど自覚していないかもしれません。しかし、同じ人が虐待を疑われる行為を日常的に行っているとすれば、園長はそれをわかっているはずですし、他の職員も気づいているはずですね。それにもかかわらず、対応が改善されないということはやはり問題です。施設とか保育所とか、そういうところでの職員による虐待を予防する取り組みはかなり重要です。そういうことが法的にきちんと明記されることが必要かと思います。

今は保育士等への研修もたくさんありますし、保育士自身も自己研さんをしなければいけないとなっています。しかし、本当に子供の命を守ることに関しての研修体制がどれだけしっかりできるのかが重要です。保育所だから、保育士の資格を持っているから必ずしも虐待が起きないとは言えません。保育士であっても毎日仕事をしていればストレスがたまって、いつの間にか暴言を吐いてしまうということだって起こり得るわけですよ。

だから、今回条例をつくるのであれば、専門職がいるところでも虐待が起き得ることを前提として、虐待防止のための研修体制の更なる強化や、法的な措置の体制を作りたいと思います。以上です。

○松原委員長 他はいかがでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 都議会厚生委員会の委員長を務めさせていただいております伊藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議会からも、このたびの目黒区の事件を受けて、東京都として条例をしっかりとつくっていくべきだということを訴えさせていただきました。

私がまず申し上げたいのは、このたびの審議をいただく児童虐待防止条例であります。防止です。起きてしまった後にどうしていくということはもちろん重要でありますけれども、これをいかに防止していくための実効性のある条例でなくてはならないと、このように思います。

その上で、3つの柱を立てていただきました。

未然防止、早期発見・早期対応、そして支援という3つの柱でありますけれども、私はとりわけ未然防止という部分、そして早期発見、これをしっかりとこの条例の中に実効性のあるものとして書き込んでいただきたいと思います。

目黒区の事件のことが先ほども出ておりますけれども、あの5歳の女の子が書いた作文というか、命の叫び、あの中にお母さんの愛を求める言葉がたくさん散りばめられていたと私は思います。どんな子供にとってもお母さんはお母さんであって、このお母さんに助けを求めたいという気持ちがあの中にあられていた。

一方で、あの事件の背景はまだまだわかりませんが、お母さんにとって安全な避難所はどこだったのだろうということを考えたときに、先ほど申し上げた未然防止という視点からすると、地域にたくさんいろいろな子育て支援の拠点があるわけでありませぬけれども、実は私も地元、品川区の児童センターの指導員を約20年近くやっておりました。その当時から感じておりましたけれども、それぞれが点になっている。

ようやくこうした悲しい痛ましい事件を通じて点が線になりつつありますけれども、こうしたものをしっかりと面にしていくことが重要だと思います。この条例の策定に当たって都の役割、区市町村の役割が恐らく書き込まれることだと思いますけれども、都がやることはこうで、区市町村がやることはこうという縦割りではなくて、しっかりと都と区市町村が連携をとっていく。このネットワークを、しっかりと実効性のあるものにしていただきたいと思います。

そして今後、特別区の中でも児童相談所を設置するという流れもあるようでございます。そういうことも踏まえた上で、私はもう一点大事なことは人材の育成だと思います。児童相談所における児童福祉司の不足、こうしたことも報道で言われておりますけれども、人材の育成については一朝一夕にいくものではありません。児童福祉司もしっかりと増員をしていくのと同時に、やはり今、区市町村では子供家庭支援センターといったところが核になるということでもありますけれども、この子供家庭支援センターについてもしっかりとこの条例の中で位置づけていただきたいと思います。

もう一つは、今後こうした人材育成を支援していく上で今、東京都で行っております児童虐待対策コーディネーターであったり、虐待対策ワーカーであったり、こうした人材を各区市町村にしっかりと育成をし、配置をしていきながら、未然防止・早期発見、子供のサイン、あるいは母親のサインを見逃さない。こういう東京都をぜひ築いていただけるような実効性のある児童虐待防止条例にしていきたい。このように思います。以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。他にいかがですか。

杉野委員、藤岡委員の順番でお願いします。

○杉野委員 私は、未然防止のところにぜひ学校教育での虐待防止というところも触れてほしいと思います。

今、学校ではいじめや体罰など、その辺りについては非常にきめ細かく指導もなされているところなのですが、虐待というのは結局、子供の時代じゃなくて、おそらく大人になって、育児や障害児等のリスクが高い中で家庭において養育せざるを得ないというような状況に陥ったときに起こっているケースが非常に多いと思うのですよね。

ですから、大人になる前の子供の時代にきちんとその辺りの考え方とか、困ったときにどうすればいいんだろうかというようなところをきちんと学校教育の場で教えていくということを、ぜひ条例に組み入れていただきたいという思いが1つあります。

また、数年前に都民の方と子育て支援について話したことがあったのですね。そのと

き、もし自分が近隣でそういう虐待の様子を知った場合に、通告も含めてどのように対応すればいいのかということを話題にしたのですが、10名近くいらっしやいましたけれども、具体的にどうすればいいかというのは通報の仕方も含めて出ませんでした。

時代は変わってはいますけれども、そういう状況に陥った場合に、どうすれば一番有効で効果的なのかというような具体的な通報の方法とか、子供家庭支援センターについても、どう連絡をすればいいんだろうかということが都民の一員としては正直不安なところもあるのかなと私も思っています。

ですから、通告しやすい環境づくりとして、虐待が疑われるような場面に遭遇したときに、どのように対応すればいいかということが具体的に示してあると、よりいいかなと思います。

○藤岡委員 権利擁護部会に所属している立場から、条例に御検討いただければということで、3点ほど簡潔に申し上げます。

子供たちからのSOSをどう受けとめるかということに関連してですが、児童福祉法の28条措置申立ての中には、親の養育力について子供が見切っていて、自分の命が危ない、あるいはこのままだと自分の権利が侵害されるという危機感を持った子供たちが、自ら警察に駆け込んで保護されるというケースもあって、これは権利意識についての啓発が非常に進んできていることの反映かと思うのです。

しかし、一方で、そのようなことができるのはある程度、年齢が高い子供たちでありまして、小さい子供たちについてそこはなかなか難しいというところで、やはり近隣の人々や、あるいは子育てにかかわる人たちへの啓蒙活動ということをもっと強めていかなければいけないのではないかと感じているところでございます。この点は、また他の委員からも御発言があるかもしれません。

それからもう一つ、先ほどの磯谷委員からもありましたが、体罰の禁止に関する条項につきましては、先ほども少し部会の報告の中でも述べたのですが、しつけと虐待との混同、あるいは自分がやっている行為が明らかに虐待行為であるにもかかわらず、それをしつけと言い張って養育行動を変えない親がいるということでもあります。

民法でも懲戒権ということが言われてはいるのですけれども、その親の監護、あるいは教育のもとという理念の部分をはき違えて、懲戒の内容に関して非常に自己解釈をしまっているところがあると思っているところです。この辺りをどのように条例に入れ込むかということは非常に工夫が必要かと思うのですけれども、それをぜひ検討していただければということでございます。

スウェーデンが全世界に先駆けて体罰を禁止したのが1979年でございます。それから40年たっている中で、スウェーデンで調査もさせていただいたのですけれども、体罰の禁止についてかなり内在化していると説明してくれました。内在化という言葉を使っていたことから、子育ての中に体罰を入れないという意識を、時間をかけて国民の間に浸透させていった歴史があるかなということでございます。このあたりはやはり

慎重な論議が行われていることも存じてはいるところでございますが、ぜひ何らかの形で盛り込むということを検討いただければと思います。

3点目は、先ほども御意見がございましたけれども、社会的擁護の文脈の中で職員あるいは里親の方につきましても権利侵害等の危惧があるということでございます。その背景としてのヒヤリハットの側面という部分も含めてかなり研修が必要ではないか。職員自身が疲弊していて非常につらい状況にある中で、子供からの暴言によって傷ついたりしている。私自身は、職員の方々は施設内において子供のけんかを目撃すること自体、ある意味では面前DVに近い状況にさらされているのではないかと感じております。そういう深刻な状況にある施設職員への支援ということも、かなり意識的に研修の中に入れていただかなければいけないと思っていますところです。

この点は今回の条例の中に入れ込むかどうかということはまだ検討が必要かと思うのですが、広い文脈の中ではそういう部分の支援も必要ではないかということで、3点、私のほうから感じていることを発言させていただきました。

○松原委員長 ありがとうございます。

では、どうぞ。

○山下委員 今、目黒区の痛ましい事件を機に、社会が非常に児童虐待に関して関心を持っている中で、この条例をつくるということの意義はとても大切だと思いますし、せっかくつくる条例ですのでなるべくいい内容というふうに考えています。私のほうから3点ほど、ぜひ入れたいと思っていることがございます。

1点目は磯谷委員の問題意識と共通しているのですけれども、子供が権利の主体だということは児童福祉法でも明記されていますので、改めて入れるべきということです。子供自身、自分がされていることが虐待だということの認識がなかったり、あるいはSOSを誰にどう出していいのか、出した後、自分がどうなっていくのかということをも本人が全然理解ができていないために、早期発見や未然防止につながっていないというのを実感しています。

小学生から17歳のお子さんまで、もちろん成長発達に応じたその伝え方というのがあると思うのですけれども、子供たちが情報を知らなければ意見を表明することもできませんので、先ほど磯谷委員がおっしゃった意見表明権を実質的に保障するためにも、そのところを条例でどういう形で組み込めるのか、どこまで具体的に入れられるかという問題があるにせよ、ぜひ内容として入れたいと思っているのが1点です。

2つ目は、これも条例に組み込めるかどうか、少し難しいところはあるかもしれませんが、今回の目黒区の事件のような重篤ケースはもちろんのこと、日常的に現場で感じていることとしましては、子供や地域が一時保護を望んでいるけれども児童相談所がなかなか一時保護しない。あるいは、一時保護をしたのだけれどもそのまま帰宅される。あるいは、施設入所措置はされたのだけれども、その後、地域の機関等に何の連絡もなく措置解除されて自宅に戻るということが問題になっていて、重篤なケースが発

生しているということを実感しています。

子供権利擁護部会において、児童福祉法の28条措置申立てで諮問されるケースは、子供を守るために今から裁判に申立てますということですのでごく積極的なのですけれども、そうでないケースは権利擁護部会にはなかなかこないのですね。一応、今の仕組みでも児童相談所長が必要だと判断すれば、そういうケースもこちらで相談を受けられるということになっているのですけれども、そういった地域やお子さんが一時保護や、あるいは措置を望んでいて、児童相談所がなかなか動かないというときに調整をするという仕組みがあるといいなと思っています。

いただいた参考資料の中で、和歌山県に児童福祉審議会とは別の審議会を設置しているという記載があります。具体的な中身はわからないのですけれども、こういった仕組みがあり得るかということも含めて、現場に使えるようなそういう条項があればいいなというのが2点目です。

3点目は、先ほど磯谷委員からアパート、マンションの管理会社というお話がありました。東京都内はやはりマンションが多いので、なかなか状況を民生児童委員の方がつかめないというような東京都特有の事情がありますけれども、もう一つ東京都特有の事情としては私立の学校が多いということもあろうかと思います。虐待通告が入ってきて市区町村が情報収集するときに、公立の学校であればすぐに連絡をとれるけれども、私立の学校だとやはりためらってしまうというところがございます。

もちろん、児童福祉法上でも私立の学校は協力義務があるし、通告義務もあるのでありますが、条例ができることで都や市区町村の方々が動きやすくなる。あるいは、私立の学校の方々が都の条例をもとにこちらに協力してくれるという状況ができるといいなということが3点目です。以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。大体、よろしいですか。

どうぞ、石田委員。

○石田委員 社会的養護を担う立場の施設として、意見を述べさせていただきます。

資料8-2にも社会的養護の拡充、自立支援という部分が盛り込まれております。この点についてでございますが、現在、私どもの児童養護施設におきましても9割が児童虐待を受けてきた子供たちで占めています。こういった子供たちは、やはり皆さん御存じのように情緒的な不安定さを持ちながら生活しております。

現在、児童養護施設は小規模化、また家庭的な養護、そして地域分散化という方向性をたどっているわけですが、そうしますとそこにかかわる職員も先ほど来お話が出ておりますとおり、5人から6人の子供たちに対して1人の職員が対応するという時間帯が非常に多いのでございます。先日、東京都の児童部会のほうでもグループホームの調査をいたしましてそういった結果が出てきております。

どうしても1人で対応せざるを得ないという状況が、1日の中でかなり大きな部分を占めるということは、子供たちが不安定な状況を誘発されて行動を起こしても、なかなか

かそこに効果的なかわりを持つというのが非常に難しい中で職員はやらざるを得ないという状況が見えます。せめて2人、複数での対応ができる体制がつかれないのかということを見守る部会のほうでも求めているところなのでありますが、現在においては難しい状況です。入所している子供たちが他の子の暴れる姿を見て、そこでまた不調に陥ってしまうということも、ままございます。社会的養護の拡充ということであれば、そういった状況を緩和できるような、子供たちが安心して生活できる体制をぜひ強化してほしいというのが1つでございます。

もう一つは自立の支援というところで、資料8-3でも養育家庭のところでの委託措置の解除後、約3割が養育家庭で生活をしていると書かれております。18歳ないし20歳で解除になった後も、生活の場所をなかなか移せない方もいるというふうに聞いております。

実際に知り合いの里親からは、措置解除後、学校へ進学したのだけれども、なかなかうまくいかないため、生活が外に移せず、自宅で何とかやりくりしている。でも、もう措置解除後ですので、児童相談所はなかなかそこにはかわりを持っていただけないという話を聞きます。このような場合は一体どこに相談したらいいのでしょうか。極端な話ですけれども、私はある意味、社会的養護に置かれたお子さん、あるいは重篤な虐待環境下で育ってきたお子さんは生涯にわたって何かしらの支援が受けられるような、そんなこともある意味必要なのではないかと思っております。

30歳や40歳、50歳になっても、子供のころのことを引きずっている方々が訪ねてきます。では、そういった方々への支援は誰が、何の根拠をもってするのだろうかというところは現場で常に頭を抱えるところでございますので、東京都として取り組むのであるならば、この辺りのことについてもぜひ何らかの一定の方向性をもって考えていただきたいと思っております。以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

前提として都で条例をつくるということは御賛同いただいて、その上で盛り込むべき内容、あるいは留意すべき点について、多くの方々から御意見、御要望を出していただきました。

このことを踏まえまして改めて提案をさせていただきたいと思いますが、この審議会に児童虐待防止等に関する条例案の検討を行うため、今期2つ目になりますけれども、専門部会を設置いたしまして集中的に審議を行っていきたいと思います。いかがでしょうか。

(委員 異議なし)

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、専門部会の設置もお認めいただいたということで、ではどなたにお願いをするかということになります。新たにこの児童虐待防止等に関する条例案を検討するための専門部会を設置するというところで、委員の選任につきましては、東京都の児童福祉

審議会条例施行規定第5条第2項によって、委員長が専門的知識を有する委員の中から指名することになっております。

事務局で案を作成しておりますので、検討の進め方とあわせて説明をお願いいたします。

- 少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、御説明いたします。資料8-4をご覧ください。

専門部会委員、事務局（案）としましては、1に記載の各専門分野の専門家でおられる秋山委員、磯谷委員、本日は御欠席ですが、大竹委員、藤岡委員、山下委員、そしてオブザーバーとして松原委員長をお願いしたいと考えております。

検討のスケジュールとしましては、2に記載しております。本日それぞれのお立場から頂戴した御意見等を踏まえまして、8月に開催予定の第1回部会で条例骨子案をお示しし、9月に開催予定の第2回で検討を重ねてまいり、次回の本委員会にて、部会の検討結果を御報告したいと考えております。

1回目の部会では、外部関係者ヒアリングも実施したいと考えております。

また、検討のプロセスといたしまして、現在、児童虐待死亡事例等検証部会において、目黒区内の事案について検証を実施しております。その中で把握された課題等も踏まえまして、条例に反映すべきものは反映しなければならないと考えております。

パブリックコメントにつきましても1か月間実施し、広く都民の皆様の御意見も踏まえた上で、都議会に条例案を提出する予定としております。

検討の進め方についての説明は、以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 松原委員長 事務局の今の説明につきまして、御質問がある方はいらっしゃいますか。かなりタイトな日程になりますが、御協力をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、事務局の提案どおりでメンバーを構成し、私が指名をするという形をとらせていただき、進めさせていただきたいと思っております。委員の皆様方には、改めてお願いいたしたいと思っております。

それでは、今日の審議はここまでといたしたいと思っております。

最後に、今後の日程など、事務局から御説明をお願いいたします。

- 少子社会対策部計画課長 今後でございますが、本日いただきました御意見を踏まえまして、児童虐待防止等に関する条例案を検討するための専門部会を立ち上げまして、集中的に委員の皆様へ御審議いただきたいと思っております。今後、条例策定に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

第1回の専門部会は、先ほど御説明したとおり8月中に開催をしたいと思っております。詳細につきましては、後日、部会のメンバーの方々にお知らせしたいと思っております。

また、次回の本委員会でございますが、おおむね今年の11月ごろに開催したいと考

えております。次回につきましては、本日設置を御承認いただきました児童虐待防止等に関する条例案の検討の専門部会、並びに既に設置をし、現在審議を進めていただいておりますもう一つの専門部会、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりを検討しております。こちらのそれぞれの報告をさせていただく予定でございます。

具体的な日程につきましては、改めて委員の皆様には調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございました。今日は、たくさんの御意見を出していただきまして感謝いたします。今日の委員会は、これで終了させていただきます。遅い時間まで、誠にありがとうございました。

閉 会

午後 8 時 3 3 分